

岐阜労働局発表  
令和8年9月25日（金）

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 担<br>当 | 岐阜労働局 労働基準部 監督課                              |
|        | 監督課長 中村 賢司<br>監察監督官 野田 一宏<br>電話 058-245-8102 |

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 令和7年の監督指導、送検状況等を公表

～ 労働基準関係法令の違反率は約65%、改善基準告示違反は59% ～

岐阜労働局（局長 原田 浩一）は、県下の7労働基準監督署が、令和7年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

### 1 監督指導結果等

- 監督指導を実施した事業場は83事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、54事業場（65.1%）。また、改善基準告示※違反が認められたのは、49事業場（59.0%）。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間（32.5%）、②割増賃金の支払（9.6%）、③労働時間把握（7.2%）。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間（45.8%）、②休息期間（36.1%）、③連続運転時間（28.9%）、④最大運転時間（25.3%）、⑤総拘束時間（15.7%）。

### 2 発着荷主等に対する要請

- 発着荷主等に対する長時間の荷待ちの改善及び運送業の発注担当者に改善基準告示を周知する等の要請を実施した事業場は205事業場。

※詳細は別紙1 参照

岐阜労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応します。

さらに、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」が、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています（別紙2 参照）。

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和 7 年）

### 1 監督指導の状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

| 業 種           | 監督実施<br>事業場数 | 労働基準関係<br>法令違反事業場 | 主な違反事項        |              |              |
|---------------|--------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
|               |              |                   | 労働時間          | 割増賃金         | 時間把握         |
| トラック          | 63           | 40<br>(63.5%)     | 19<br>(30.2%) | 4<br>(6.3%)  | 4<br>(6.3%)  |
| バス            | 4            | 2<br>(50.0%)      | 2<br>(50.0%)  | 1<br>(25.0%) | 1<br>(25.0%) |
| ハイヤー・<br>タクシー | 5            | 4<br>(80.0%)      | 2<br>(40.0%)  | 1<br>(20.0%) | 0<br>(0.0%)  |
| その他           | 11           | 8<br>(72.7%)      | 4<br>(36.4%)  | 2<br>(18.2%) | 1<br>(9.1%)  |
| 合計            | 83           | 54<br>(65.1%)     | 27<br>(32.5%) | 8<br>(9.6%)  | 6<br>(7.2%)  |

※表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

(注1) 「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

| 業 種           | 監督実施<br>事業場数 | 改善基準告示<br>違反事業場 | 主な違反事項        |               |               |               |               |
|---------------|--------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|               |              |                 | 最大拘束<br>時間    | 総拘束<br>時間     | 休息期間          | 連続運転<br>時間    | 最大運転<br>時間    |
| トラック          | 63           | 41<br>(65.1%)   | 33<br>(52.4%) | 11<br>(17.5%) | 27<br>(42.9%) | 19<br>(30.2%) | 17<br>(27.0%) |
| バス            | 4            | 3<br>(75.0%)    | 1<br>(25.0%)  | 1<br>(25.0%)  | 1<br>(25.0%)  | 2<br>(50.0%)  | 1<br>(25.0%)  |
| ハイヤー・<br>タクシー | 5            | 1<br>(20.0%)    | 1<br>(20.0%)  | 0<br>(0.0%)   | 1<br>(20.0%)  | 0<br>(0.0%)   | 0<br>(0.0%)   |
| その他           | 11           | 4<br>(36.4%)    | 3<br>(27.3%)  | 1<br>(9.1%)   | 1<br>(9.1%)   | 3<br>(27.3%)  | 3<br>(27.3%)  |
| 合計            | 83           | 49<br>(59.0%)   | 38<br>(45.8%) | 13<br>(15.7%) | 30<br>(36.1%) | 24<br>(28.9%) | 21<br>(25.3%) |

(参考) トラック運転手に係る改善基準告示

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間以内

1か月の総拘束時間：原則284時間以内（労使協定締結の場合、310時間以内）

休息期間：継続9時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：2日を平均し1日当たり9時間以内、2週間を平均し1週間当たり44時間以内

(2) 令和5年から令和7年までの業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数は次のとおりであった。

| 業種・事項 \ 年 |               | 令和5年     | 令和6年     | 令和7年    |
|-----------|---------------|----------|----------|---------|
| トラック      | 監督実施事業場数      | 151      | 126      | 63      |
|           | 労働基準関係法令違反事業場 | 113      | 101      | 40      |
|           |               | (74.8%)  | (80.2%)  | (63.5%) |
| バス        | 監督実施事業場数      | 13       | 8        | 4       |
|           | 労働基準関係法令違反事業場 | 9        | 7        | 2       |
|           |               | (69.2%)  | (87.5%)  | (50.0%) |
| ハイヤー・タクシー | 監督実施事業場数      | 3        | 1        | 5       |
|           | 労働基準関係法令違反事業場 | 3        | 1        | 4       |
|           |               | (100.0%) | (100.0%) | (80.0%) |
| その他       | 監督実施事業場数      | 17       | 4        | 11      |
|           | 労働基準関係法令違反事業場 | 11       | 2        | 8       |
|           |               | (64.7%)  | (50.0%)  | (72.7%) |
| 合計        | 監督実施事業場数      | 184      | 139      | 83      |
|           | 労働基準関係法令違反事業場 | 136      | 111      | 54      |
|           |               | (73.9%)  | (79.9%)  | (65.1%) |

### 36 協定の締結及び改善基準告示の遵守等を指導

#### 概要

自動車運転者について、時間外・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）を締結することなく時間外労働を行わせていた。

また、自動車運転者の中には1か月の拘束時間が352 時間、1 日の拘束時間が上限の15 時間（※注 参照）を超え、勤務終了後の休息期間も9 時間未満の者が認められた。

#### 指導内容

- 1 36 協定で締結することなく時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。  
⇒労働基準法第32 条違反
- 2 自動車運転者の1 日及び1 か月の拘束時間、勤務終了後の休息期間が、改善基準告示に定める上限を超えていることについて、是正を指導した。  
⇒改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間）

#### 指導後の会社の取組

- 1 36 協定を締結して、所轄労働基準監督署に届出を行った。
- 2 運行管理者が自動車運転手の業務量を平準化することで労働時間の削減を図った。  
⇒36 協定を締結して、総拘束時間が284 時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

（※注）トラック運転手に係る改善基準告示

- ① 1 か月の最大拘束時間は原則 284 時間以内（例外 月 310 時間以内）
- ② 1 日の最大拘束時間は13 時間以内を基本とし、延長する場合であっても15 時間以内
- ③ 休息期間（勤務と次の勤務との間の自由な時間）は継続11 時間以上とするよう努めることを基本とし、9 時間を下限

## 2 国土交通省中部運輸局との連携

### (1) 地方運輸機関との相互通報

岐阜労働局と国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）では、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督署と地方運輸機関における監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

| 事項 \ 年                | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----------------------|------|------|------|
| 岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数   | 19件  | 16件  | 1件   |
| 岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数 | 13件  | 7件   | 15件  |

### (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

岐阜労働局と中部運輸局では、事案に応じ合同で監督・監査を実施している。

過去3年間の合同監督・監査の実施状況は次のとおり。

| 事項 \ 年                  | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------------------------|------|------|------|
| 岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導した件数 | 0件   | 4件   | 1件   |

### 3 発着荷主等に対する要請等の取組

#### (1) 荷主特別対策チームについて

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対し要請と働きかけを行うこととしました。

#### 【取組の概要】

##### ■ 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

##### ■ 労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

##### ■ 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに設置された「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)において、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html)



QRコード (QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

#### (3) 発着荷主等に対する要請

|                      | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年1月～令和8年8月 |
|----------------------|------|------|---------------|
| 発着荷主等に対する要請を実施した事業場数 | 195件 | 205件 | 131件          |